

○新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間休暇等に関する規則

平成8年1月17日組合規則第2号

改正

平成18年1月1日組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年組合条例第2号）の準用条例（平成18年五泉市条例第32号）第4条、第5条、第8条、第9条、第10条、第12条、第14条、第15条、第17条及び第18条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇の関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年五泉市規則第23号）を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

(新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間に関する規則等の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間に関する規則（平成2年組合規則第3号）

(2) 新潟県中東福祉事務組合職員の休日、休暇に関する規則（昭和56年組合規則第2号）

(新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間の特例に関する規則の一部改正)

第3条 新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間の特例に関する規則（昭和62年組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間に関する条例（昭和40年組合条例第7号）による準用条例第4条の2」を「新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年組合条例第2号）による準用条例（平成7年五泉市条例第20号）第4条」に改める。

附 則（平成18年1月1日組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。